

業務委託契約書

●●株式会社（以下、「甲」という）と●●（以下、「乙」という）とは、甲による乙への業務の委託に関し、以下の通り契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展を図ることを目的とする。尚、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本契約の各条項で定めるほか、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

第2条（業務の内容）

1. 甲は、下記事項（以下、「委託業務」）を乙に対して委託する。
 - (1) ●●●●●●
 - (2) 前号に定める業務に付随する業務
2. 甲または乙は必要があるときは、甲乙協議の上、委託業務の内容、実施方法等の変更及び追加等を行うことができるものとする。

第3条（注意義務）

乙は、甲と緊密に連絡をとり、甲から乙への委託業務に係る業務指示等に基づき善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行する。

第4条（業務委託料及び支払方法）

1. 甲は乙に対し、本条に定める業務委託料（月額報酬）を乙の指定する銀行口座へ振込により支払う。その際の振込手数料は、甲の負担とする。
2. 業務委託料（月額報酬）は以下に定める。
 - (1) 月額報酬は、金●●●円（消費税別）とし、毎月末日締め、翌月末日までに支払う。
 - (2) 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として甲より乙宛てに別途支払うものとする。
 - (3) 業務成果に伴う報酬の変更については、必要に応じて甲乙が協議し、合意の上決定する。

第5条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、20●●年●月1日より、20●●年●月31日までとする。但し、本契約終了●日前までに相手方から更新拒絶の意思表示が無い場合、本契約は1か月間更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲及び乙は、前項の契約期間中であっても1か月前に相手方に通知することにより本契約を解約できるものとし、相手方は解約による損害の賠償を求めないものとする。
3. 契約期間の延長に伴う契約内容の変更については、期間終了の●日前までに甲乙が協議し、合意の上決定する。

第6条（秘密保持）

1. 本契約において、「機密情報」とは、甲および乙は、本契約に関連して知りえた相手方の技術上、経営上の一切の秘密、及び甲乙間の取引内容に関する情報をいう。ただし、以下のものはこの限りでない。
 - (1) 相手方から知得する以前にすでに所有していたもの
 - (2) 相手方から知得する以前にすでに公知のもの
 - (3) 相手方から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
2. 本契約において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条1項に定める情報をいう。
 3. 甲及び乙は相手方より受領した機密情報及び個人情報を厳に秘密として保持し、善良なる管理者の注意をもって管理、保管するものとする。
 4. 甲及び乙は、本件取引の遂行以外のいかなる目的のためにも機密情報及び個人情報を利用してはならない。
 5. 甲及び乙は、本件取引の遂行のために第三者に機密情報又は個人情報の全部又は一部を開示する場合には、事前に書面による相手方の許可を得なければならない。また、開示の範囲は必要最小限の範囲とし、かつ、当該第三者に対し監督その他必要な措置を講ずるものとする。
 6. 甲及び乙が、法令、官公庁又は裁判所の処分、命令等により機密情報又は個人情報の開示要求を受けた場合、当該開示要求に対し、必要最小限の範囲及び目的に限り、機密情報又は個人情報を開示することができるものとする。この場合、できる限り早い時期に相手方に対して当該開示について通知するものとする。

第7条 (契約の解除)

1. 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第8条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、本契約の締結をもってそれぞれ自己が以下各号の一に該当しないこと、及び今後これに該当する行為を行わないことを表明、保証し、相手方が各号の一に該当したとき又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず即本契約及び本契約に基づく個別契約を解除することができる。かかる解除により、相手方に損害が生じても解除者は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。
 - (1) 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (2) 役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと
 - (3) 親会社又は子会社（いずれも会社法の定義による）又は再委託する第三者が前各号のいずれかに該当すること
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
 - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (7) この契約に関して、自らまたは第三者を利用して、次の行為をすること
- ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

第9条（免責補償）

甲は、委託業務に基づく乙の助言等について、自己の判断によりその採否を決定するものとし、乙の助言等をもとに甲が自らの判断に基づき活動した結果、被った損害その他甲による判断に対して、乙は一切責任を負わない。但し、当該助言をするにあたり、これが誤りであることにつき乙に故意または重過失があった場合には、この限りでない。

第10条（不可抗力）

天災地変、その他不測の事態の発生等、甲乙双方の責に帰し得ない事由により、委託業務の全部または一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行を生じた場合には、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

第11条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項が生じたとき、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、相互に協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

第12条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、被告の本店所在地または現住所を管轄する裁判所とする。

以上、本契約成立の証として、本書2通作成し、甲乙は記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

20●年 月 日

(甲) 住所
●●株式会社
代表者名

(乙) 住所
屋号（あれば）
個人名